

記念樹緑化事業実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、民有地の緑化を推進するため、人生の記念となる節目を迎える市民へ、緑化基金の設置並びに基金に関する規程第3条の規定に基づき、予算の範囲内で記念樹を贈呈することについて、必要な事項を定めるものとする。

(贈呈の対象者)

第2条 年度内(4月1日から翌年の3月31日まで)に、人生の記念となる節目を迎える者(予定を含む。)のうち、当該者の居宅の敷地内(広島市内に限る。)に記念樹を植えることができる者(以下「対象者」という。)に、記念樹を贈呈するものとする。

2 人生の記念となる節目とは、誕生、入学・卒業、成人、結婚、賀寿、家の新築又は購入等とする。

(贈呈する記念樹)

第3条 贈呈する記念樹の樹種は、年度ごとに決定及び公表し、原則として第4条の申込みの際に希望した樹種を贈呈する。なお、贈呈する記念樹は対象者1人につき1本とし、総本数は、予算の範囲で別途定める。

(申込み)

第4条 贈呈の申込みは、原則として対象者が行うものとする。ただし、対象者が申込みを行うことができない特段の事情がある場合、代理の者(対象者の3親等以内の親族に限る。)が申込みを行うことができる。

2 対象者又は代理の者(以下「対象者等」という。)は、年度内において1回に限り申込みを行うことができる。

3 対象者等は、所定の申込書(第1号様式)に必要事項を記入のうえ、別に定める申込期間内に公益財団法人広島市みどり生きもの協会(以下「協会」という。)に提出(郵送又は持参)する。

(贈呈の決定等)

第5条 協会は、申込書の内容を審査のうえ、記念樹を贈呈する者(以下「贈呈者」という。)を決定する。ただし、対象者等の数が総本数を超える場合は、別に定める方法により贈呈者を決定する。

2 協会は、贈呈者に記念樹配付通知書兼引換券(第2号様式)(以下「配付通知書」という。)を送付するものとする。

(記念樹の配付)

第6条 協会から配付通知書を受け取った贈呈者は、当該通知書に記載された期間内に、指定の場所に配付通知書を持参し、記念樹の贈呈を受けるものとする。

2 贈呈者がやむを得ない事情で、配付通知書に記載された期間内に記念樹を受け取ることができない場合は、協会が別に指定する期間に指定する場所で受け取ることができる。

(委任既定)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(第1号様式)

公益財団法人広島市みどり生きもの協会 理事長 宛
記念樹の配付を申し込みます。

対象者	住所	〒	
	フリガナ		
	氏名		
	電話	()	—
代理の者 <small>※対象者の三親等以内の親族に限ります</small>	住所	〒	
	フリガナ		
	氏名		
	電話	()	—
	対象者からみた続柄		
記念の内容 <small>※〇印又は記入してください</small>	記念となる出来事の日 : 令和 年 月 日		
	ア	生誕(誕生)イ () 入学	ウ () 卒業
	エ	成人 オ 結婚	カ 賀寿 ()
キ	家の新築 ク その他 ()		
希望の樹種 <small>※〇印をしてください</small>	(A)	ブルーベリー	(B) レモン
	(C)	ジューンベリー 〈参考〉	(D) アーモンド
	(E)	ベニバナトキワマンサク	(F) フジザクラ

(第2号様式)

受付	※みどり生きもの協会記入欄
----	---------------

記念樹緑化事業 記念樹配付通知書兼引換券

配付樹種	※みどり生きもの協会記入欄
------	---------------

配付期間: 令和〇〇年〇〇月〇〇日(〇)~〇〇月〇〇日(〇)
〇〇:〇〇 ~ 〇〇: 〇〇

配付場所: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

地 図

※ お引換えの際は、この引換券を忘れずにご持参ください。
なお、期間内に取りに来られない場合は、必ずご連絡ください。